

緑化施設評価認定制度「NICE GREENなごや」実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、緑化施設評価認定制度「NICE GREENなごや」(名古屋市内の建築物の敷地内などで整備される緑化施設の質を評価認定基準に基づき評価し、ランクを認定する制度をいう。以下緑化施設評価認定制度という。)の実施に際し、必要な事項を定め、もって市民や事業者によるより良い緑化を推進することを目的とする。

(基準緑化率)

第2条 この要綱における「基準緑化率」は、建ぺい率の最高限度に応じ次のとおりとする。

建ぺい率の最高限度		基準緑化率
市街化区域	50%以下	20%
	50%超60%以下	15%
	60%超	10%
市街化調整区域		20%

なお、「建ぺい率の最高限度」とは、都市計画法第8条第3項第2号ハ及び建築基準法第53条第1項に定める用途地域における指定建ぺい率に、建築基準法第53条第3項および第5項の規定を適用した後の建ぺい率とする。ただし、高層住居誘導地区(建築物の建ぺい率の最高限度が定められているものに限る。)、高度利用地区又は都市再生特別地区の区域内にあっては、これらの都市計画において定められた建築物の建ぺい率を建ぺい率の最高限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、風致地区内においては、名古屋市風致地区内建築等規制条例第4条第1項第1号ア(オ)に定める緑地率を、特定街区の区域内にあっては、緑のまちづくり条例施行細則第19条の2の市長が定める建築物の緑化率の最低限度を、総合設計制度が適用される場合にあっては、緑のまちづくり条例施行細則第20条の市長が定める数値を基準緑化率とする。ただし、緑のまちづくり条例施行細則第20条の市長が定める数値が10分の0.5の場合は基準緑化率を10%とする。

また、名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例における建築物の緑化率の最低限度の規定が適用される場合にあっては、該当する最低緑化率の数値を基準緑化率とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「緑化施設」とは、都市緑地法第34条第2項で規定する緑化施設をいう。
- (2) 「高木」とは、高さが4.0m以上の樹木をいう。
- (3) 「中高木」とは、高さが2.5m以上4.0m未満の樹木をいう。
- (4) 「緑化面積」とは、都市緑地法第40条に基づき算出する緑化施設の面積をいう。
- (5) 「接道緑化延長」とは、敷地の接道面から7m以内に整備された緑化施設（接道する道路から見るることができるものに限る）を接道面と平行に横断した場合の横断延長の合計をいう。
- (6) 「基準緑化面積」とは、敷地面積に基準緑化率を乗じた数字をいう。
- (7) 「管理義務取決書」とは、建築物等の管理者が変更となる場合に、管理方法等について引き継ぐことを目的に作成される書類をいう。

(対象)

第4条 緑化施設評価認定制度の対象は、名古屋市内に設置または設置を計画されている、基準緑化率以上の緑化施設とする。

(評価認定方法)

第5条 緑化施設工事着工前に緑化施設評価認定制度による評価認定を希望する者（評価認定の対象となる緑化施設の所有者又は将来所有者となる者に限る）は、市長に対し、NICE GREEN 計画認定申請書（第1号様式）および別表1に掲げる図書それぞれ2部を提出し、評価認定を受けるものとする。ただし、名古屋市緑化助成制度実施要綱（以下緑化助成要綱という）に基づき緑化助成を交付申請する場合は、緑化助成要綱第4条に規定する申請書等を提出し、評価認定を受けることができるものとする。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合には、その内容について評価認定を行い、認定結果をNICE GREEN 計画認定証（第2号様式）により申請者に通知するものとする。この場合において、希望者については別表2に掲げる計画認定ラベルの電子データを使用させることができるものとする。

3 第1項の規定により評価認定を受けた者は、緑化計画を変更しようとする場合は、原則として市長に対し、NICE GREEN 計画変更認定申請書（第3号様式）及び別表1に掲げる図書それぞれ2部を提出し、評価認定を受けなければならない。ただし、緑化助成要綱に基づき事業内容の変更を行おうとするときは、緑化助成要綱第6条に規定する申請書等を提出し、評価認定を受けることができるものとする。

4 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合には、その内容について評価認定を行い、認定結果をNICE GREEN 計画変更認定証（第4号様式）により申請者に通知す

るものとする。

- 5 緑化施設整備工事完了後に緑化施設評価認定制度による評価認定を希望する者（評価認定の対象となる緑化施設の所有者に限る）は、市長に対し、NICE GREEN 完了認定申請書（第5号様式）及び別表1に掲げる図書それぞれ2部（竣工写真については1部）を提出し、評価認定を受けるものとする。ただし、緑化助成要綱に基づく事業が完了したときは、緑化助成要綱第8条に規定する報告書等を提出し、評価認定を受けることができるものとする。
- 6 第1項又は第3項の規定により評価認定を受けた者は、原則として前項の規定による評価認定を受けなければならない。
- 7 市長は、第5項および前項の規定による申請書の提出があった場合には、その内容について評価認定を行い、認定結果をNICE GREEN 完了認定証（第6号様式）により申請者に通知するとともに、認定ラベルを発行するものとする。この場合において、希望者については別表3に掲げる認定ラベルの電子データを使用させることができるものとする。

（評価認定基準）

第6条 前条の規定による評価は、次の表の基準により行うものとする。

	評価項目	評価基準	評価点
①	緑化面積	敷地面積に対する緑化面積の割合が基準緑化率を2%以上5%未満の範囲で上回っていること。ただし、緑化面積は30㎡以上とする。	10
		敷地面積に対する緑化面積の割合が基準緑化率を5%以上上回っていること。ただし、緑化面積は40㎡以上とする。	20
②	高木植栽	高木、中高木による緑化面積が緑化面積全体の25%以上50%未満であること。	10
		高木、中高木による緑化面積が緑化面積全体の50%以上であること。	20
③	接道緑化	接道緑化延長が敷地の接道延長全体の60%以上であること。	10
④	既存樹木の保全	保全する既存樹木（高木、中高木に限る。）による緑化面積が緑化面積全体の30%以上であること。	10
⑤	屋上・壁面緑化	屋上緑化と壁面緑化による緑化面積が緑化面積全体の30%以上であること。	10
⑥	維持管理努力	緑化施設評価認定制度による評価認定を希望する者が、自己宣言型緑化プログラム「TEAM GREEN なごや」実施要綱による「TEAM GREEN なごや」への参加承認を受けていること。	30

2 前条の規定による認定は、前項の規定による評価点の合計により次のとおり行うものとする。

- | | |
|------------------------------|----------|
| (1) 評価点の合計が 50 点未満の場合 | 「標準的な緑化」 |
| (2) 評価点の合計が 50 点以上 80 点未満の場合 | 「良好な緑化」 |
| (3) 評価点の合計が 80 点以上の場合 | 「優秀な緑化」 |

(現状報告等)

第7条 緑化計画評価認定および緑化施設評価認定を受けた者（以下「認定者」という。）は、名古屋市から緑化に関するアンケートや緑化施設の現状報告について依頼を受けたときは、それに協力しなければならない。

(指導等)

第8条 市長は、認定者またはその関係者が緑化施設を撤去または改悪した結果、緑化施設の状態が第5条の規定による評価認定に達していないと認めた場合、緑化施設の状況を是正するよう指導することができる。

2 市長は、認定者が前項の規定による指導に従わない場合、第5条の規定による認定を取り消すことができる。

(支援制度等)

第9条 緑化施設評価認定制度による評価認定を受けた緑化施設の存する建築物を購入しようとする者が、緑化施設評価認定制度の主旨に合致した金融機関が実施する優遇措置等を受けようとする場合において、第6条第1項⑥の「維持管理努力」の評価を当該建築物を購入しようとする者以外の者が受けた「TEAM GREEN なごや」の承認により獲得しているときは、自己宣言型緑化プログラム「TEAM GREEN なごや」実施要綱第3条に基づき、当該緑化施設の維持保全について購入者自らの参加を宣言し、承認を得なければならない。ただし、当該建築物を購入しようとする者以外の者が行なう「TEAM GREEN なごや」の自己宣言において、当該建築物の管理者が変更となる場合に管理義務取決書などにより当該緑化施設の維持保全についての引継ぎを確実にを行うことが明記されており、かつ管理義務取決書の案などが市長に対し提出された場合を除く。

(委任)

第10条 この要綱の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 12 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

別表 1

図書の種類等		提出部数
付近見取図（※1）	明示すべき事項 ・方位 ・道路 ・目標となる地物 ・指定建ぺい率など	2部
配置図	明示すべき事項 ・縮尺 ・方位 ・敷地の境界線 ・敷地内における建築物の位置 ・緑化施設の配置及び種別並びに面積	2部
緑化施設の詳細を示す書面	・求積図 ・面積算出表 ・個別詳細図 （屋上緑化については断面図、壁面緑化については立面図と断面図、緑化補助資材を使用した緑化については仕様が確認できる図書）	2部
NICE GREEN評価シート	配置図等を基に必要事項を記入	2部
自己宣言型緑化プログラム「TEAM GREENなごや」の承認証コピー（※2）		2部
竣工写真（※3）	緑化施設の内容がよくわかるように一団の緑化施設ごとに撮影	1部

※1 建築工事着工前にNICE GREEN計画認定を既に受けている場合は、完了時におけるNICE GREEN完了認定申請の際の提出は不要。

※2 緑化施設評価認定制度「NICE GREENなごや」実施要綱第6条に基づき、「維持管理努力」の評価を受ける者に限る。またNICE GREEN計画認定およびNICE GREEN完了認定とあわせて自己宣言型緑化プログラム「TEAM GREEN なごや」実施要綱第3条第3項に基づく承認を受ける場合は、別途承認証コピーの提出は不要。

※3 NICE GREEN完了認定の申請時に限る。

別表 2



「優秀な緑化」



「良好な緑化」



「標準的な緑化」

別表 3



「優秀な緑化」



「良好な緑化」



「標準的な緑化」